

第2次遠賀町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

# 目次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 目的.....	1
2. 計画期間.....	2
3. 対象範囲.....	2
4. 対象とする温室効果ガス.....	2
<b>第2章 温室効果ガス排出量の目標と現状・課題</b> . .	<b>3</b>
1. 方針.....	3
2. 目標.....	4
3. 現状と課題.....	5
<b>第3章 取組内容</b> . . . . .	<b>13</b>
1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入・活用... 13	
2. 施設設備の改善等..... 13	
3. 備品購入費..... 13	
4. その他の取り組み..... 13	
<b>第4章 計画の進行管理</b> . . . . .	<b>15</b>
1. 推進体制..... 15	
2. 点検体制..... 15	
3. 進捗状況の公表..... 15	

# 第1章 計画の基本的事項

## 1. 背景

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地球の温度が上昇する現象です。

我が国は、2015年7月17日に、地球温暖化対策推進本部において「日本の約束草案」を決定し、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比26.0%削減することを国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。また、2015年11月30日から12月13日まで、フランス・パリにおいて気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が行われ、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。

地方公共団体については、京都議定書における温室効果ガス削減目標を達成するための枠組みを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「法」とする）において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出制御のための措置に関する計画（＝地球温暖化対策実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられており、遠賀町でも、平成22年度に「第1次遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第1次計画」）を策定し、温暖化対策のための取り組みを推進してきました。

## 2. 目的

遠賀町では、法に基づき、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「第2次遠賀町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第2次計画」とする）を策定し、さらに「環境調整会議」及びその「事務局」を設け、取り組みを推進していきます。

【参考：地球温暖化対策の推進に関する法律 抜粋】

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地方公共団体実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### 3. 第2次計画期間

平成30(2018)年度から平成34(2022)年度の5年間の第2次計画期間とし、第2次計画の基準年度は、平成28(2016)年度とします。

なお、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

### 4. 対象とする施設

第2次計画の対象は、遠賀町の以下の施設及びその施設で管理している車輛とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象ではありませんが、可能な限り受託者に対して、第2次計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請します。

#### 【対象施設】

- ① 遠賀町庁舎
- ② 遠賀町中央公民館
- ③ 遠賀町起業支援施設
- ④ 浅木小学校
- ⑤ 島門小学校
- ⑥ 広渡小学校
- ⑦ 遠賀中学校
- ⑧ 遠賀南中学校
- ⑨ 遠賀北学童
- ⑩ 広渡学童
- ⑪ 遠賀南学童
- ⑫ 遠賀町食育交流・防災センター
- ⑬ 遠賀町民体育館



### 5. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の削減を推進します。

#### 【二酸化炭素排出量の算定方法】

二酸化炭素の排出量は、平成28年度の電気や燃料使用量等の活動量に、二酸化炭素排出係数（環境省が公表）を乗じて算定しています。第2次計画の二酸化炭素排出量の算定に使用したエネルギー種別の二酸化炭素排出量を7ページの表2に示します。

## 第2章 温室効果ガス排出量の目標と現状・課題

### 1. 方針

遠賀町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

#### 【基本理念】

遠賀町は、大小さまざまな河川が町内を巡り、その河川とそれが育む豊かな自然がかけがえのない財産です。これを後世に残していくことが、今の我々の使命と言えます。

この豊かな自然を守り育てていくために、当町では、第2次計画を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進します。

#### 【基本方針】

##### 1. 日常的な取り組みの推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

##### 2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取り組みを推進していきます。

##### 3. 進捗状況の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成31年3月20日  
遠賀町長 古野 修

## 2. 目標

**目標 第2次計画期間中の温室効果ガス総排出量を1%削減します。**

遠賀町は、第1次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、第1次計画）で、基準年度（平成19年度）の二酸化炭素排出量 **878,813kg-CO<sub>2</sub>** に対して、平成29年度までに**10%**の削減目標を掲げていました。その結果、平成28年度終了時点で二酸化炭素排出量は**783,390.1 kg-CO<sub>2</sub>** とおよそ**10.9%**の削減を果たしました。この削減の主な要因としては、遠賀町役場の空調や照明設備の更新、遠賀町中央公民館の改修、ハイブリッドカーの導入、クールビズやウォームビズの定着などによるものと考えられます。

しかし、比較対象とする施設はこの10年で大きく変化し、遠賀総合運動公園では指定管理者制度が導入され、新たに遠賀町起業支援施設や、遠賀町食育交流・防災センターが開設されました。特に遠賀町食育交流・防災センターでは、今までに消費されていなかったLNG（液化天然ガス）が使用され、エネルギーの消費分布にも変化が現れています。

また今後は、平成30年度に完了した小中学校への空調機器の導入により、更なるエネルギー消費量の増加が見込まれます。

そこで、第2次計画では今までのような二酸化炭素排出量の削減は難しいことから、新たに基準年度を平成28年度としたうえで、計画期間中の二酸化炭素総排出量を**1%**削減することを目標とします。ただし、削減努力を行っても小中学校の空調機器等の稼働による電気使用量がそれを上回り目標達成が困難であると判断される場合は、計画期間中であっても計画の見直しを行うこととします。

また、各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況については、適宜情報公開していきます。

<b>基準年度の総排出量</b>	<b>783,390.1 kg-CO<sub>2</sub></b>
<b>削減目標値（-1%）</b>	<b>7,833.9 kg-CO<sub>2</sub></b>
<b>目標年度の総排出量</b>	<b>775,556.2 kg-CO<sub>2</sub></b>

### 3. 現状と課題

平成28年度の施設別のエネルギー使用量及び二酸化炭素総排出量は次のとおりです。

※以降の表や図に示される割合（％）の合計が、四捨五入の関係上100%にならない場合があります。

平成 28 年度 施設別エネルギー使用量（表 1）

エネルギーの種類 (単位)	電気 (kWh)	L P G (kg)	L N G (m <sup>3</sup> )	灯油 (L)	重油 (L)	ガソリン (L)	軽油 (L)
遠賀町庁舎	290,574	124	0	0	0	10,836	1,567
遠賀町中央公民館	99,768	266	0	40	0	0	0
遠賀町起業支援施設	30,195	0	0	0	0	0	0
浅木小学校	87,666	30	0	475	0	0	0
島門小学校	102,218	48	0	180	0	10	0
広渡小学校	61,770	22	0	469	0	20	18
遠賀中学校	116,288	31	0	156	0	0	8
遠賀南中学校	79,488	46	0	228	0	0	0
遠賀北学童	9,913	16	0	0	0	0	0
広渡学童	5,453	90	0	198	0	0	0
遠賀南学童	6,381	67	0	270	0	0	0
遠賀町食育交流・防災センター	245,965	0	79,506	0	0	303	0
遠賀町民体育館	14,670	0	0	0	0	0	0
合計	1,150,349	740	79,506	2,016	0	11,169	1,593

※遠賀町起業支援施設は、平成 28 年 6 月以降、遠賀町食育交流・防災センターは、平成 28 年度 9 月以降のデータしかないため、平均値から 1 年分を計算しています。

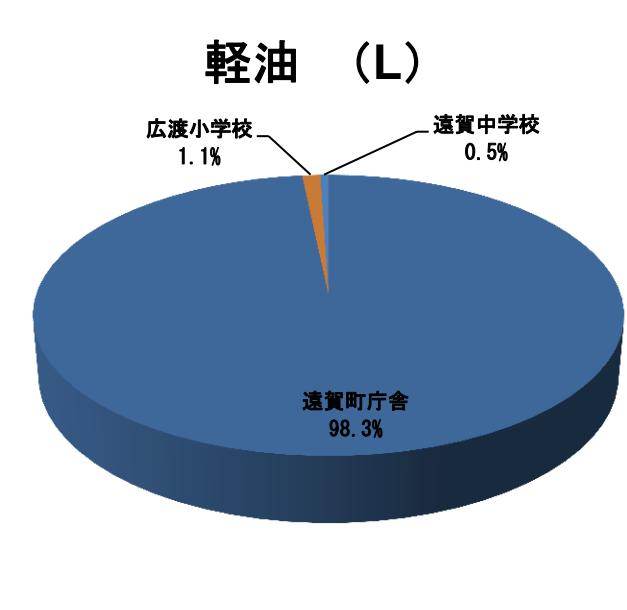
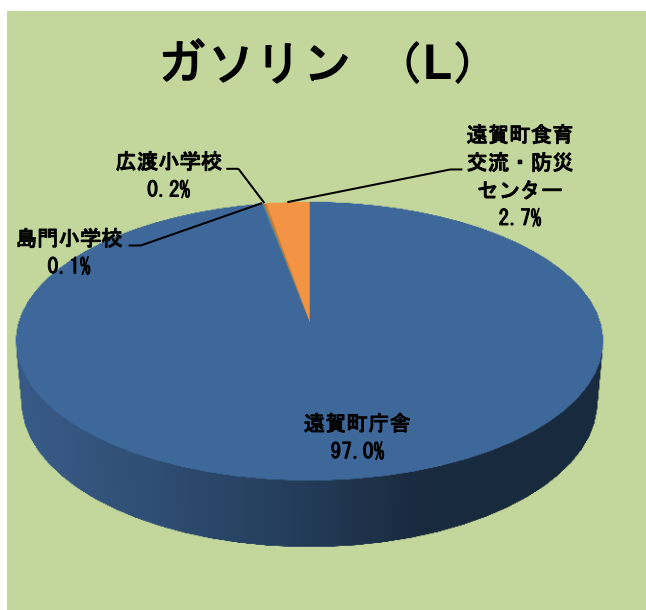
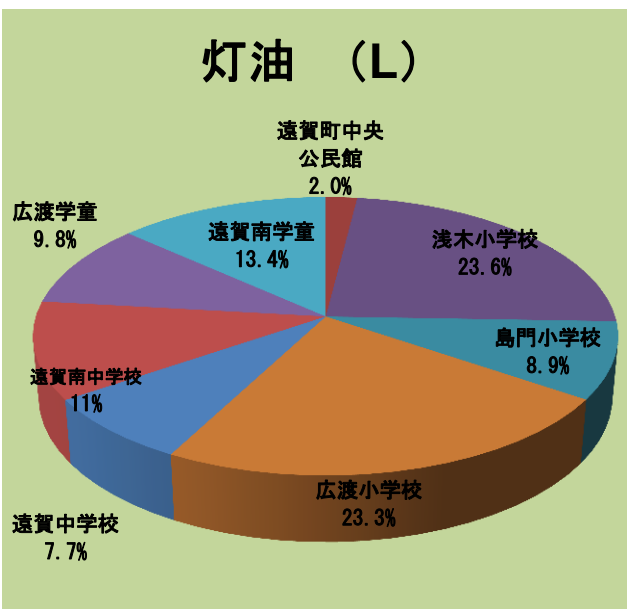
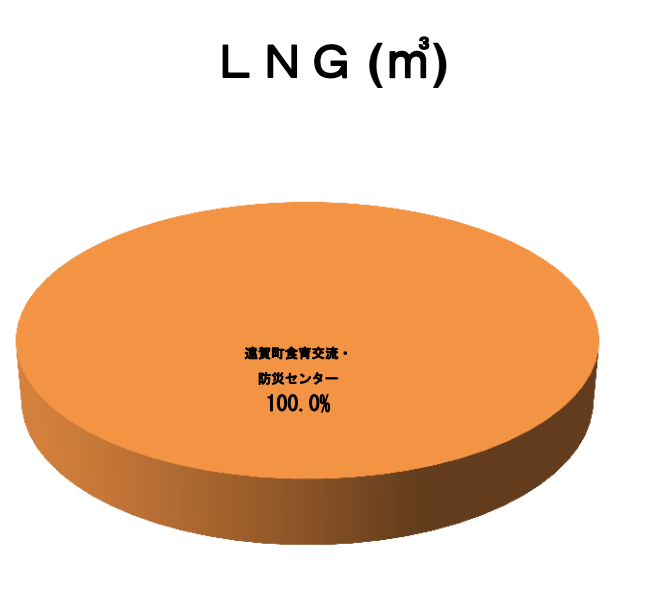
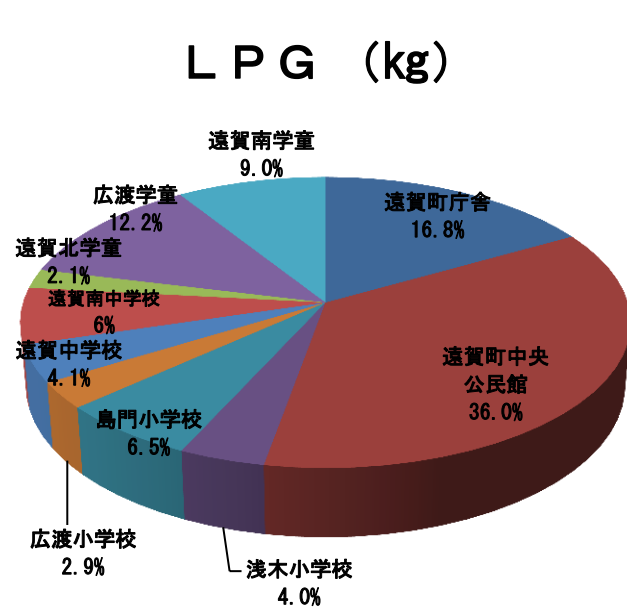
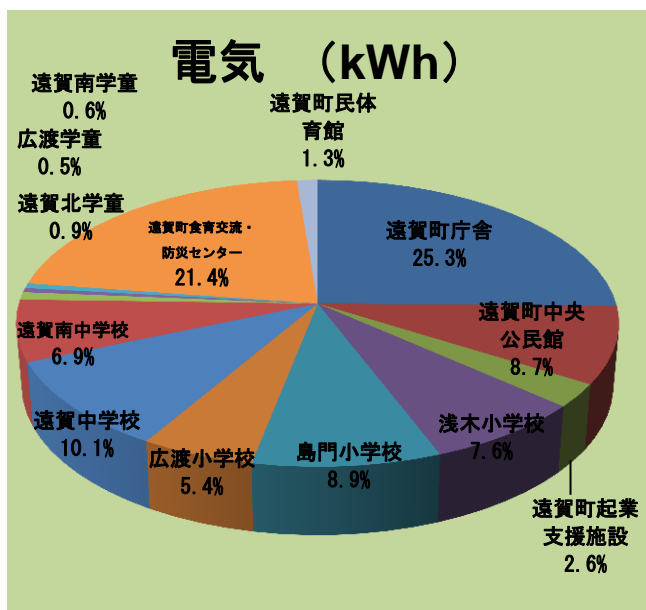
電気の使用量については施設の規模や利用状況によるところが大きく、さらに今後予想される酷暑などにより増大すると思われます。そのため、いかに無駄な電力の使用を減らし、電力消費を抑えるための工夫を行うことが重要となります。

次に L P G の使用量についてですが、各施設で主に給湯を目的として使われており、これらを電化することで使用量を減らすことが可能です。しかし、最も使用している遠賀町中央公民館はすでにほぼ電化されており、最も使用していると思われる調理室も一部を除いて電化が済んでいるため削減が難しい状況です。

その他のエネルギーについては施設により偏りが大きく、L N G を唯一使用している遠賀町食育交流・防災センターについては、給食の安全性等を確保しつつ少しでも削減する方法がないかを検討し、ガソリン、軽油については、公用車での使用がほとんどであるため、エコドライブや公共の交通機関などの利用が削減のカギとなります。なお、主に小中学校で使用されている灯油については、エアコンの導入により大幅に減少することが見込まれています。



平成 28 年度 エネルギー別施設使用割合 (図 1)





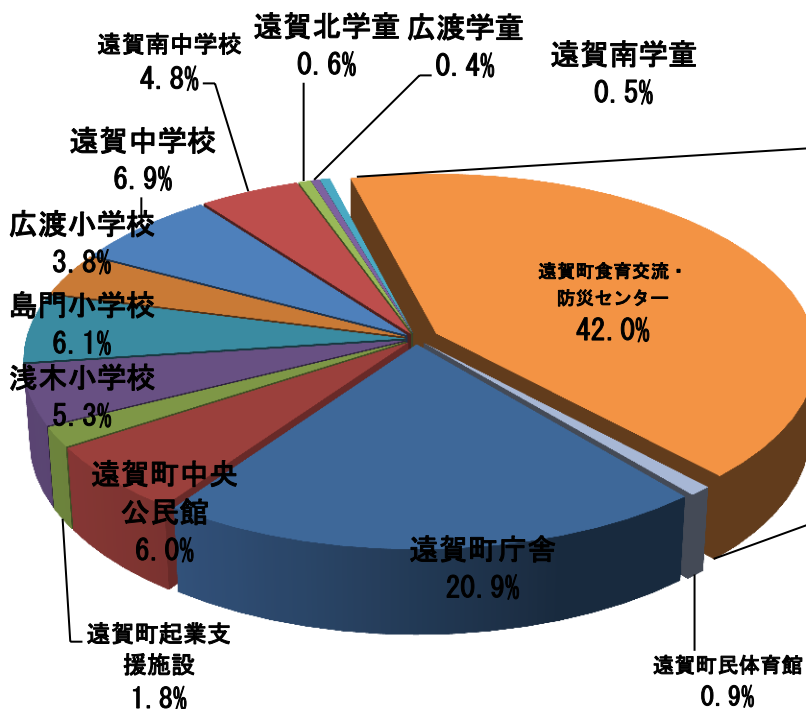
平成 28 年度 施設別二酸化炭素排出量（排出量の単位：kg-CO<sub>2</sub>）（表 2）

エネルギー種別 二酸化炭素排出係数	電気 0.462	LPG 3.000	LNG 2.700	灯油 2.490	重油 2.710	ガソリン 2.320	軽油 2.580
遠賀町庁舎	134,245.2	372.7	0.0	0.0	0.0	25,140.4	4,042.9
遠賀町中央公民館	46,092.8	799.1	0.0	99.6	0.0	0.0	0.0
遠賀町起業支援施設	13,950.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
浅木小学校	40,501.7	89.1	0.0	1,182.8	0.0	0.0	0.0
島門小学校	47,224.7	144.8	0.0	448.2	0.0	23.2	0.0
広渡小学校	28,537.7	64.8	0.0	1,167.8	0.0	46.4	46.4
遠賀中学校	53,725.1	91.7	0.0	388.4	0.0	0.0	21.7
遠賀南中学校	36,723.5	138.9	0.0	567.7	0.0	0.0	0.0
遠賀北学童	4,579.8	47.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広渡学童	2,519.3	269.9	0.0	493.0	0.0	0.0	0.0
遠賀南学童	2,948.0	200.4	0.0	672.3	0.0	0.0	0.0
遠賀町食育交流・防災センター	113,635.7	0.0	214,667.4	0.0	0.0	702.0	0.0
遠賀町民体育館	6,777.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	531,461.3	2,218.6	214,667.4	5,019.8	0.0	25,912.0	4,111.0

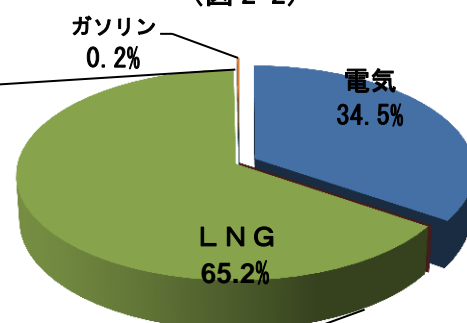
【二酸化炭素の排出量の計算式】

$$\text{エネルギーの消費量} \times \text{二酸化炭素排出係数} = \text{二酸化炭素排出量}$$

平成 28 年度 施設別二酸化炭素排出量（図 2-1）

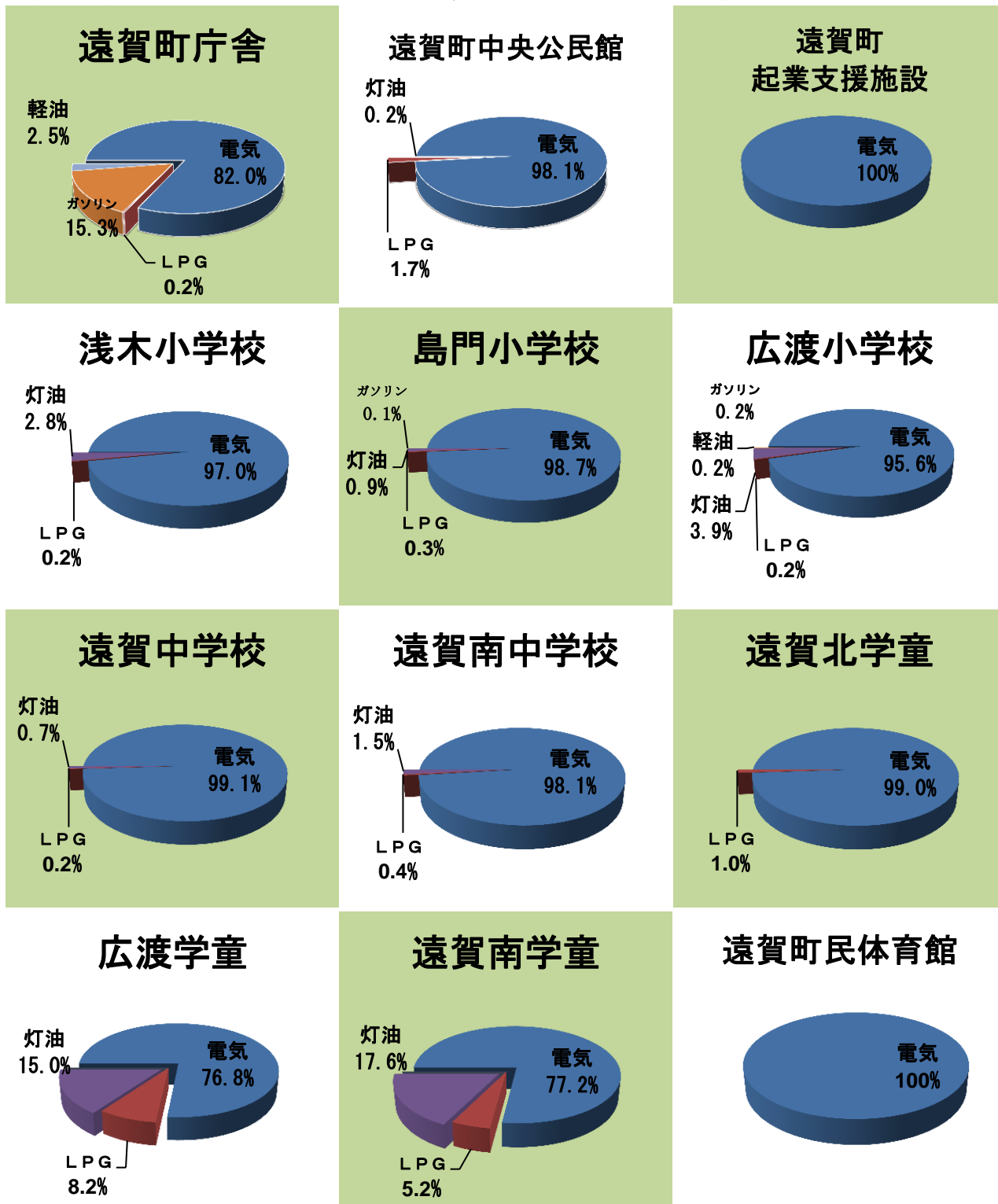


遠賀町食育交流・防災センター  
エネルギー別二酸化炭素排出割合  
（図 2-2）



左記のグラフから見てわかるように、遠賀町食育交流・防災センターからの二酸化炭素排出量が圧倒的に多く、対象施設から排出される二酸化炭素排出量全体の42.0%を占めています。その遠賀町食育交流・防災センターの内訳をみると、65.2%をLNGが占めていることが分かります。つまり二酸化炭素排出量の全体のおよそ27%を遠賀町食育交流・防災センターで使用するLNGが占めていることとなります。

平成28年度 施設別エネルギー別二酸化炭素排出割合 (図2-3)

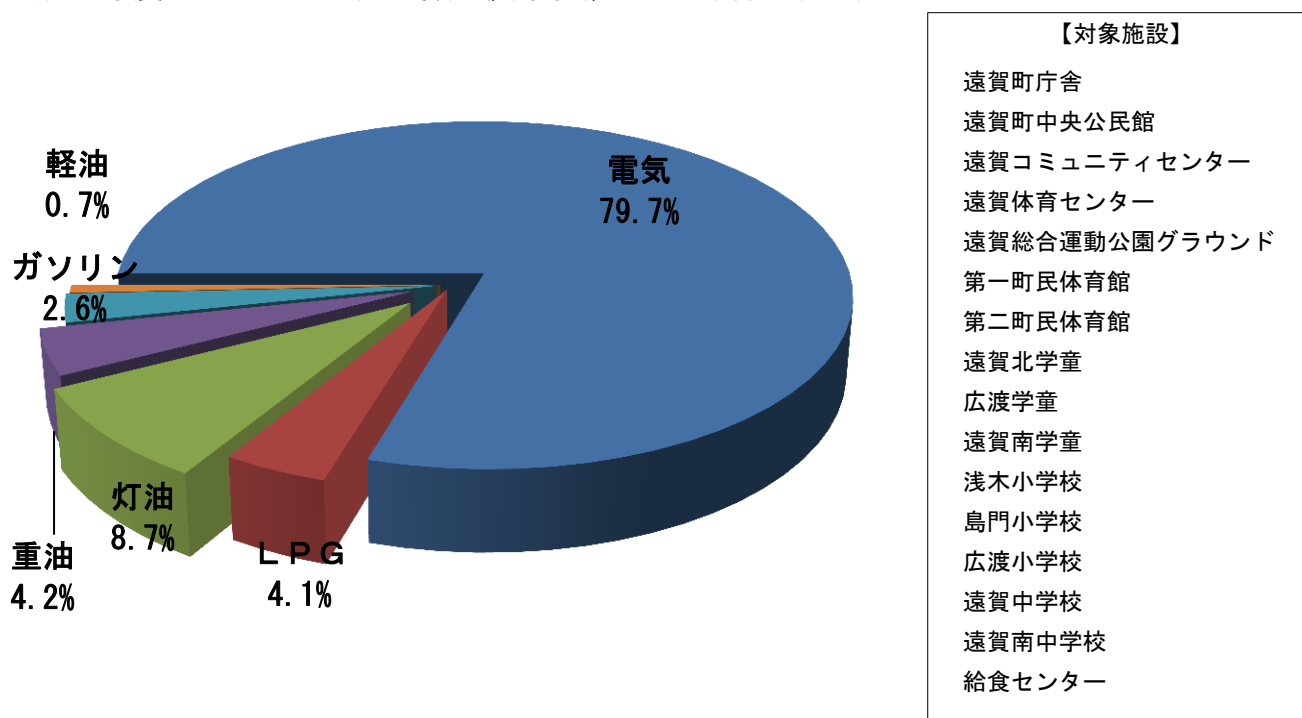


先に述べたとおり、平成19年度と平成28年度では、対象となる施設が異なるため、総排出量を単純に比較することはできませんが、エネルギー別の二酸化炭素排出割合を見ると、電気の使用による二酸化炭素排出割合が平成19年度終了時点では79.7%であったのに対し、平成28年度終了時点では全体の67.8%に減少しました。また、全体の4.1%だったLPGによる二酸化炭素の排出量は0.3%に減少しましたが、遠賀町食育交流・防災センターが稼働にともない、新たにLNGの使用量が大きく増加し27.4%となっています。

平成19年度 エネルギー別二酸化炭素総排出量（表3）

項目	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	二酸化炭素 排出量の割合
電気 (kwh)	700,304	79.7%
LPG (kg)	36,128	4.1%
灯油 (L)	76,262	8.7%
重油 (L)	36,707	4.2%
ガソリン (L)	23,234	2.6%
軽油 (L)	6,178	0.7%
合計	878,813	100.0%

平成19年度 エネルギー別二酸化炭素総排出量の割合（図3）



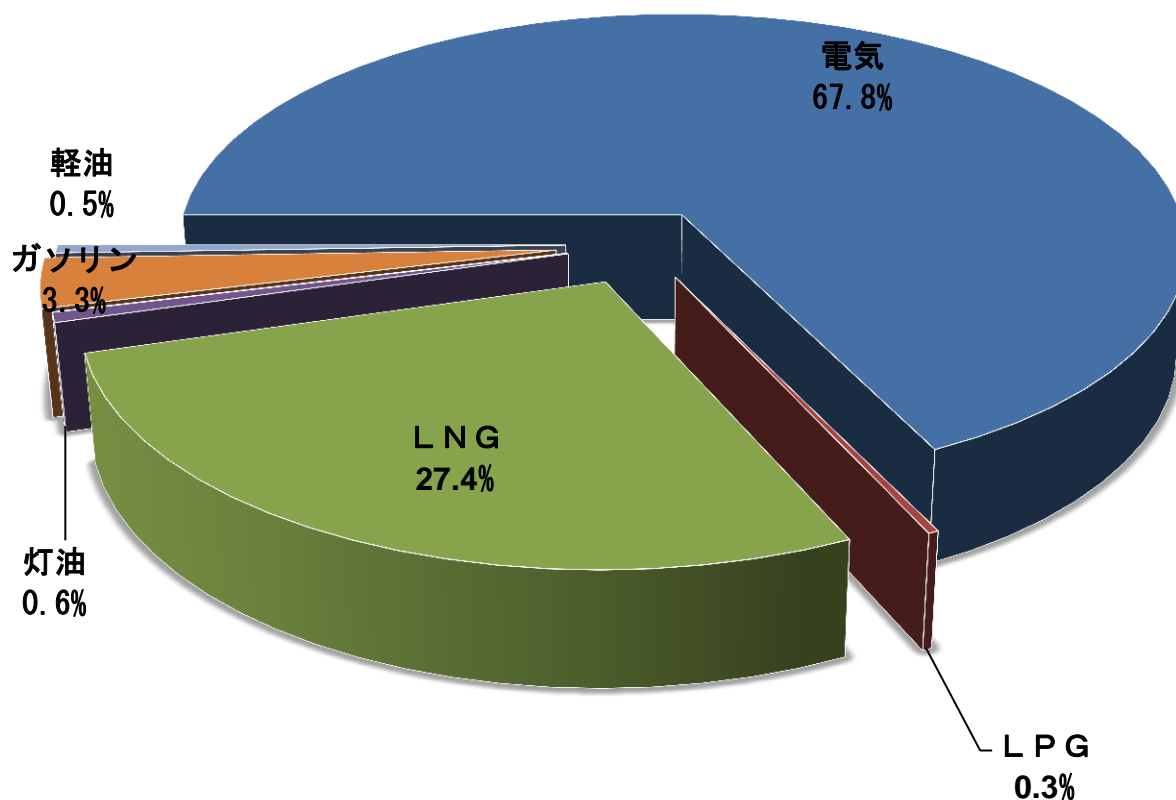
※上記対象施設は第1次計画策定時に対象としたすべての施設の合計で、第2次計画の対象施設とは異なります。

第2次計画では、施設の改修や設備の更新による二酸化炭素の排出量の減少を見込むことが難しく、さらに、昨今の猛暑などへの対応から小中学校にエアコンが導入され、基準年度以上のエネルギー消費が見込まれる中で、いかに二酸化炭素の排出を抑えるかが課題となります。また、LNGによる二酸化炭素排出量が増加していますが、原因が新施設の稼働によるものであることからLNGの使用量削減による排出抑制を目指すのは現実的とは言えません。

平成 28 年度 エネルギー別二酸化炭素総排出量 (表 4)

項目	使用量	二酸化炭素排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /各単位)	二酸化炭素排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	二酸化炭素 排出量の割合
電気 (kwh)	1,150,349	0.462	531,461.3	67.8%
LPG (kg)	740	3.000	2,218.6	0.3%
LNG (m <sup>3</sup> )	79,506	2.700	214,667.4	27.4%
灯油 (L)	2,016	2.490	5,019.8	0.6%
重油 (L)	0	2.710	0.0	0.0%
ガソリン (L)	11,169	2.320	25,912.0	3.3%
軽油 (L)	1,593	2.580	4,111.0	0.5%
合計			783,390.1	

平成 28 年度 エネルギー別二酸化炭素排出割合 (図 4)



次に第 1、2 次計画の基準年度の対象施設のうち、ともに対象となる施設※の二酸化炭素排出量を比較すると、電気、灯油は減少し、重油は、使用する施設がなくなりました。しかし、遠賀町庁舎ではガソリンと軽油の使用量が増加し、遠賀町食育交流・防災センターでは、安全性の向上を目的として加熱方法が蒸気熱に変更されたことで、新たにLNGの使用量が増えています。

平成 19 年度 共通対象施設ごとのエネルギー使用量 (表 5)

エネルギー種類 (単位)	電気 (kWh)	L P G (kg)	灯油 (L)	重油 (L)	ガソリン (L)	軽油 (L)
遠賀町庁舎	380,794	211	28,614	0	9,251	1,152
遠賀町中央公民館	225,827	182	112	13,545	0	0
浅木小学校	99,721	23	0	0	0	0
島門小学校	125,013	416	0	0	0	0
広渡小学校	82,086	50	0	0	0	0
遠賀中学校	114,277	232	0	0	0	0
遠賀南中学校	122,318	29	0	0	0	0
遠賀北学童	12,636	122	269	0	0	0
広渡学童	9,370	159	135	0	0	0
遠賀南学童	7,771	116	409	0	0	0
遠賀町給食センター	174,223	9,914	0	0	189	1,207
第二町民体育館	23,755	0	0	0	0	0
合計	1,377,791	11,454	29,539	13,545	9,440	2,359

平成 19 年度 共通対象施設ごとの二酸化炭素排出量 (排出量の単位 : kg-CO<sub>2</sub>) (表 6)

エネルギー種類別 二酸化炭素排出係数	電気 0.387	L P G 3.000	灯油 2.489	重油 2.710	ガソリン 2.322	軽油 2.619
遠賀町庁舎	147,367.3	633.0	71,248.9	0.0	21,462.3	2,972.2
遠賀町中央公民館	87,395.0	546.0	278.9	36,707.0	0.0	0.0
浅木小学校	38,592.0	69.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島門小学校	48,380.0	1,248.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広渡小学校	31,767.3	150.0	0.0	0.0	0.0	0.0
遠賀中学校	44,225.2	696.0	0.0	0.0	0.0	0.0
遠賀南中学校	47,337.1	87.0	0.0	0.0	0.0	0.0
遠賀北学童	4,890.1	366.0	669.8	0.0	0.0	0.0
広渡学童	3,626.2	477.0	336.2	0.0	0.0	0.0
遠賀南学童	3,007.4	348.0	1,018.4	0.0	0.0	0.0
遠賀町給食センター	67,424.3	29,742.0	0.0	0.0	438.5	3,114.1
第二町民体育館	9,193.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	533,205.1	34,362.0	73,552.1	36,707.0	21,900.8	6,086.2

平成 28 年度 共通対象施設ごとのエネルギー使用量（表 7）

エネルギー種類 (単位)	電気 (kWh)	L P G (kg)	L N G (m <sup>3</sup> )	灯油 (L)	重油 (L)	ガソリン (L)	軽油 (L)
遠賀町庁舎	290,574	124	0	0	0	10,836	1,567
遠賀町中央公民館	99,768	266	0	40	0	0	0
浅木小学校	87,666	30	0	475	0	0	0
島門小学校	102,218	48	0	180	0	10	0
広渡小学校	61,770	22	0	469	0	20	18
遠賀中学校	116,288	31	0	156	0	0	8
遠賀南中学校	79,488	46	0	228	0	0	0
遠賀北学童	9,913	16	0	0	0	0	0
広渡学童	5,453	90	0	198	0	0	0
遠賀南学童	6,381	67	0	270	0	0	0
遠賀町食育交流・防災センター	245,965	0	79,506	0	0	303	0
遠賀町民体育館	14,670	0	0	0	0	0	0
合計	1,120,154	740	79,506	2,016	0	11,169	1,593

平成 28 年度施 共通対象設ごとの二酸化炭素排出量（排出量の単位：kg-CO<sub>2</sub>）（表 8）

エネルギー種類別 二酸化炭素排出係数	電気 0.462	L P G 3.000	L N G 2.700	灯油 2.490	重油 2.710	ガソリン 2.320	軽油 2.580
遠賀町庁舎	134,245.2	372.6	0.0	0.0	0.0	25,140.4	4,042.9
遠賀町中央公民館	46,092.8	799.2	0.0	99.6	0.0	0.0	0.0
浅木小学校	40,501.7	89.1	0.0	1,182.8	0.0	0.0	0.0
島門小学校	47,224.7	144.9	0.0	448.2	0.0	23.2	0.0
広渡小学校	28,537.7	64.8	0.0	1,167.8	0.0	46.4	46.4
遠賀中学校	53,725.1	91.8	0.0	388.4	0.0	0.0	21.7
遠賀南中学校	36,723.5	138.9	0.0	567.7	0.0	0.0	0.0
遠賀北学童	4,579.8	47.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広渡学童	2,519.3	270.0	0.0	493.0	0.0	0.0	0.0
遠賀南学童	2,948.0	200.4	0.0	672.3	0.0	0.0	0.0
遠賀町食育交流・防災センター	113,635.7	0.0	214,667.4	0.0	0.0	702.0	0.0
遠賀町民体育館	6,777.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	517,511.0	2,218.8	214,667.4	5,019.8	0.0	25,912.0	4,111.0

※第 1、2 次計画でともに対象の施設のみを比較しています。第二町民体育館は名称が変更され遠賀町民体育館となっています。なお、遠賀町食育交流・防災センターは、施設の性質から遠賀町給食センターを類似施設として比較対象としています。また、二酸化炭素排出係数は策定時の数値となるため、年度により異なる場合があります。

## 第3章 取組内容

第2次計画では、先に述べたとおり排出抑制のための方法が限られています。そのため、いくつかの排出抑制の取組みを行う必要があります。それぞれの取組みによる抑制量は小さいですが、無理なく無駄を省くことを意識し、継続することで大きな効果が挙げられます。

### 1. 太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極活用

- ・ 現在太陽光発電により公共施設で発電している電力を積極的に活用する。
- ・ 再生可能エネルギーにより発電した電力の活用を検討する。

### 2. 施設設備の改善等

- ・ 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・ 断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入を検討する。
- ・ 高効率照明への買い換えを順次行なう。
- ・ 壁面緑化を含め、公共施設の緑化推進する。
- ・ 空調設備の更新は、氷蓄熱冷暖房等省エネタイプの機種を選択する。

### 3. 備品購入費

- ・ 用紙類は、再生紙もしくは間伐材を活用した紙で再生できるものを購入する。
- ・ トイレットペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。
- ・ 電気製品等物品の購入、更新をする際には、省エネルギータイプで環境負荷の小さいものの購入に努める。
- ・ 電気製品等は適正規模の機器を選択し、随時適正数の把握に努める。
- ・ 水を使用する機器の購入、更新は節水型製品を選択する。
- ・ 公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を検討する。
- ・ 文具、事務用品等は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・ 環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。
- ・ 部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。

### 4. その他の取組み

#### ①電気使用量の削減

- ・ 電気使用量の把握、管理に努める。
- ・ 冷暖房時の温度管理等を適正に行う。



- ・ 効果的・計画的な事務処理に努め、残業の削減を図る。
- ・ 昼休みや時間外の不必要箇所のOA機器をはじめ電気機器の停止を徹底する。

#### ②燃料使用量の削減

- ・ 燃料使用量の把握、管理に努める。
- ・ 公用車のタイヤ空気圧調整等の定期点検整備やアイドリングストップなどエコドライブの徹底に努める。
- ・ 出張に際して、効率の良い交通手段の活用を努める。

#### ③ゴミの減量、3Rの推進

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの発生量の減量化を図る。
- ・ 使い捨て製品の購入は極力控える。
- ・ 使用済封筒やファイル等再利用を図る。
- ・ 廃棄物の分別の徹底に努め、再資源化を図る。

#### ④用紙類

- ・ 用紙使用量の把握、管理に努める。
- ・ 文書、資料の共有化、データベース化に努め、用紙使用量の削減に努める。
- ・ 会議資料等は簡素化し、両面印刷の活用など頁数、部数の最小限化を図る。
- ・ 庁内LANの活用、電子メールの使用により、ペーパーレス化を図る。

#### ⑤水道

- ・ 日常的に節水を心がける。

#### ⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・ 職員向け環境保全研修等を行うとともに、職員が参加できる環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・ 「環境を考える日」の設置検討にあわせ、ノーマイカーデーなどを検討する。
- ・ クールビズ、ウォームビズを推進する。

#### ⑦環境モデル校の設置を検討する。

- ・ 小中学校の中でモデル校を選定し、環境教育拠点として意識向上を図る。

## 第4章 計画の推進・点検体制及び進捗状況の公表

### 1. 推進体制

環境調整会議及びその事務局が、第2次計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### (1) 環境調整会議

副町長を会長とし、その他この計画を推進するために必要な関係各課の管理職等の構成員をもって組織し、第2次計画の見直し及び第2次計画の推進点検を行います。

#### (2) 事務局

事務局を住民課に置き、第2次計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 2. 点検体制

事務局は進捗状況の把握を行い、環境調整会議において年1回の点検評価を行います。

### 3. 進捗状況の公表

第2次計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回、関係する協議会などで公表します。